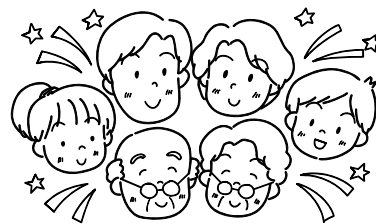


ふくし：わたらい

社 協 情 報



3月号



H21・3・5発行

ふれあいネットワーク

度会町社会福祉協議会
http://www.watarai-syakyo.com/

TEL 62-1117



通所介護事業所『れんげ草』

旧南中村保育所に 4月1日OPEN!



4月1日から、旧南中村保育所で、介護保険事業の通所介護事業所『れんげ草』を開所することとなりました。

れんげ草の由来は…この辺りには昔、れんげ草がたくさん咲いていたことから名づけられました。

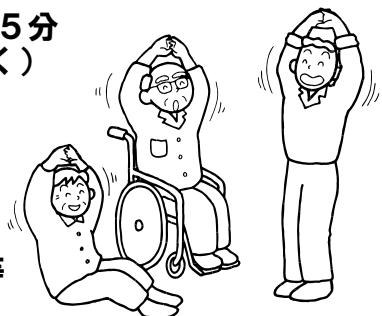
現在、改修工事を進めています。要支援・要介護者がれんげ草に通い、趣味やレクリエーションなどを通じて、心身機能の維持や向上を図ることを目的としたデイサービスで、1日楽しくゆったりと過ごしていただけます。

☆利用時間：月曜～金曜 午前9時30分～午後3時45分
(土日・祝日・12/29～翌年1/3を除く)

☆定員：15人

☆サービス内容

- ・送迎サービス 専用車両で、ご自宅付近まで送迎
- ・健康チェック 看護師による血圧・脈拍測定
- ・入浴サービス 見守り等を受けながら入浴できます
- ・機能訓練 レクリエーションや体操、創作活動等



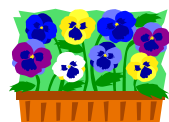
お問合せ：度会町社協まで

※現在、地域福祉センターでの通所介護事業所をご利用の方は、ご担当のケアマネージャーまでご相談ください。

いつもありがとう!



花を植えてくれる真瀬さん



地域福祉センターの花壇は、川上の真瀬瑞穂さんがボランティアで、いつも花を持ってきてくれ、植えたり世話をしてくれています。季節に合った花々は、センターを利用されている方や、職員の日を楽しませてくれ、やすらぎを感じさせてくれます。

夏は暑く、冬は寒い中、熱心にしてくれる真瀬さんにみなさん感謝の気持ちでいっぱいです。

本当に、ありがとうございます。



2月5日災害救護用車両ノアを配備

獅子舞登場に喜ぶ!



獅子に頭などかんでもらう

2月19・20・21日の3日間に渡り、老人デイサービスで獅子舞行事が行われ、総勢97人の方が参加されました。みなさん行事が始まる前から楽しみにされ、「まだかなあ?」と心待ちにしていました。

一之瀬神事のビデオを鑑賞し、みなさん獅子舞の話に花が咲き、その後、節分にちなんだ『鬼退治ゲーム』を行いました。

鬼退治ゲームは、チームに分かれ、鬼が背負うかごの中に玉を投げ入れ、どちらのチームが多く入れることができ



るか競いました。走り回る鬼に「こっち、こっち。」という声上がり、みなさんとても熱中していました。結果は、予想以上に玉が多く入り、接戦となりました。

その後、職員による獅子舞が行われ、みなさん舞いに見入っていました。そして、獅子に一人一人頭を噛んでもらいました。よくなって欲しい足など、他のところを噛んでもらう方もいました。

行事が終わった後は、「とてもよかった。」「いいものを見せてもらったわ。」と喜ばれ、とてもいい雰囲気の中、楽しい時間を過ごしました。



鬼退治ゲームで楽しむ!

三重県中古車販売協会より車いす寄贈

2月16日車いす1台寄贈



ありがとうございました



1. 日 時 平成21年3月26日(木)
午後2時30分～午後4時
2. 場 所 度会町地域福祉センター 第2研修室
3. 内 容 『認知症について(仮)』
講師:宮原 覚 氏



【講師のご紹介】

大紀町阿曾にある宮原医院 副委員長。
心療内科で認知症や物忘れのある方々を中心に診察、治療を担当。
医学博士。日本老年精神医学会専門医。

4. 定 員 20人(先着順) <<お申込み・お問合せ>>
5. 申込締切 3月18日(水) 度会町社協 電話62-1117
担当:堀之内



4月行事予定



この制度は…
低所得世帯に、緊急かつ一時的にお金が必要な場合に生計の維持が困難になった世帯に対する貸付制度です。

1. 医療費または、介護費の支払等によって生活費が足りなくなったとき
2. 給与等の盗難または紛失によって生活費が足りなくなったとき
3. 火災等被災によって生活費が足りなくなったとき
4. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
(生活保護受給中は対象外)
5. 会社からの解雇による収入減で、一時的な生活費が必要になったとき
(後の生活が安定されると見込まれる方)
6. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金を支払ったことで生活費が足りなくなったとき
7. 事故等により損害を受けた場合により、生活費が足りなくなったとき
(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)
8. 社会福祉施設等からの退出により賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いにより生活費が足りなくなったとき

最高額100,000円の借入ができます。(10,000円単位)
(申込額が6万以上と5万以下では、手続きや審査、準備物に違いがあります。)
・利子 3% ※当面の間、離職に関する申請は無利子の場合があります。
・据置期間 2カ月
・償還期間 4カ月以内(6万以上は8カ月以内)
・申請からお金が届くまで7~10日ほどかかります。
・連帯保証人は原則不要です。(連帯保証人を必要と判断する場合があります。)

- 借入申込書(窓口で相談の後、お渡しします。)
- 住民票の写し(世帯全員分、発行後3カ月以内のもの。)
- 健康保険証の写し
- 写真付き本人確認書類(運転免許証やパスポート等。)
- 借入申込者の実印と印鑑登録証明書(連帯保証人がいる場合は連帯保証人のものも。)
- 生活費の場合、1カ月分の支出・収入がわかるもの(本人の申請。)

- ◇医療費等を支払い、生活が困った場合 : 医療費や介護費の請求書、領収書、診断書等
- ◇給与の盗難、紛失により生活が困った場合 : 給与明細、盗難届、警察の受理番号等
- ◇火災等、被災により生活が困った場合 : 被災証明書、類焼証明書等
- ◇年金、保険、公的給付が支払われるまでの必要な生活費に困った場合 : 年金手帳、受給資格者証等
- ◇会社の解雇による収入減 : 離職票、解雇通知、雇用保険受給資格者証等
- ◇滞納していた税金や公共料金等を支払ったために生活が困った場合 : 課税証明書、税金納付証明書等
- ◇事故等により損害を受けたときに生活が困った場合 : 事故証明書、見積書、領収書等
- ◇社会福祉施設からの転居による敷金・礼金等 : 見積書、領収書、請求書等
※社会福祉施設・家主等に確認

- 生活保護受給中の世帯
- 多重債務者
- 現住所の居住6カ月未満
- 確認書類等の未提出者
- 緊急小口資金を借入中・返済中の方(市町の緊急小口資金も含む)
- 生活福祉資金・離職者支援資金が滞納中の世帯
- 償還の見込めない世帯
(ギャンブル・アルコール依存症、浪費により生活に支障がある方等)

☆口座引落としによる月賦(4回または8回払い)または一括返済です。
☆お約束の期限までにご返済いただければ、元金に対して年10.75%の延滞利子が発生します。